

社会福祉施設の会計に関する監査資料（運営主体：社会福祉法人）

【添付資料】

1 前年度決算書

- ① 資金収支計算書（及び各種内訳表）
- ② 事業活動計算書（及び各種内訳表）
- ③ 貸借対照表（及び各種内訳表）
- ④ 財産目録
- ⑤ 計算書類に対する注記事項

2 本年度予算書

3 法人の経理規程

【当日会場に用意する資料】

- 1 経理規程に定める会計帳簿（今年度及び前年度分）
 - 例：総勘定元帳、会計伝票等
- 2 契約書類及びその契約伺い等（今年度及び前年度分）
 - ※ 長期契約等で現在も契約しているものはすべて
 - 例：○○業務委託契約書とその契約伺い書類
- 3 対象となる法人・施設の通帳（今年度及び前年度分）
 - 又は残高証明書（前年度末のもの）
 - ※ 原本を用意してください。

なお、必要があれば上記の書類以外も確認することがありますので、ご了承ください。

※添付書類に関する注意事項

- 資金収支計算書及び事業活動計算書に加えて、監査対象施設が属する拠点区分及びサービス区分に関する各種内訳表を添付してください。

指導監査年月日	令和 年 月 日	資料作成年月日 (作成担当者氏名)	令和 年 月 日 (作成担当者氏名)
運営主体名		運営主体代表者氏名	
監査対象施設名		施設長の氏名	
施設 所在地	(〒 -)	施設 TEL・FAX	TEL: FAX:
監査時 立会予定者 の氏名		講評時 立会予定者 の氏名	

法人全体の会計組織一覧表

(資料作成日現在)

資料作成上の留意点

- (1) 『社会福祉施設の会計に関する監査資料（運営主体：社会福祉法人）（別紙様式3－2）』の作成について
- ①「施設のみ」が監査対象となった場合に作成してください。
 - ②説明資料の「法人全体の会計組織一覧表」には本部を含む法人の全ての事業区分、拠点区分、サービス区分について記入してください。表に収まらない場合には適宜別紙等で作成してください。（施設監査の場合であっても法人全体のものを作成していただく必要があります。）
 - ③監査対象施設が複数である場合には、施設ごとに作成してください。
 - ④「第6 移行時特別積立金の状況（旧法指定施設）」及びその別表、「第7 移行時特別積立金の状況（特別養護老人ホーム）」及びその別表、「第8 措置施設等関連事項（軽費老人ホーム（ケアハウス）を含む）」及びその別表、「第9 私立保育所委託費関連事項」及びその別表、「第10 就労支援事業会計・授産施設会計関連事項」及びその別表については関係する施設のみ作成してください。（関係のない資料を作成・添付する必要はありません。）
- (2) 指導監査事項の各項目ごとに、当該法人（施設）の前年度決算または資料作成日現在の状況に基づいて記入してください。
- (3) 「自主点検結果」欄は、下記の基準でプルダウンメニューから該当内容を選択し、「別表資料」欄に資料番号が記載されている場合は該当する資料を作成してください。
- 【確認基準】 A…実施できている。 B…実施しているが不十分な点がある。 C…実施できていない。
なお、該当しない（法人・施設に関係のない）指導監査事項がある場合は「該当なし」を選択してください。
- (4) 記入欄は、必要に応じ適宜使用してください。ただし、※（適・要検討・否）には○印をつけないでください。
- (5) 社会福祉協議会、共同募金会など、代表職を「会長」等としている法人がこの資料を作成する場合は、文中の「理事長」を「会長」等に適宜読み替えてください。

関係する法令通知

■ 本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。

<全般>

社福法	昭和26年 3月29日法第45号 社会福祉法
社福法施行規則	昭和26年 3月29日厚生省令第28号 社会福祉法施行規則
会計省令	平成28年 3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
運用取扱	平成28年 3月31日社援発0331第39号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」 (最終改正：令3.11.12)
運用留意	平成28年 3月31日社援基発0331第2号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」 (最終改正：令3.11.12)
モデル経理規程	平成29年 3月15日全国社会福祉施設経営者協議会「社会福祉法人モデル経理規程」
モデル資金運用規程	平成20年 8月全国社会福祉施設経営者協議会「社会福祉法人モデル資金運用規程」 (※ 経理規程、資金運用規程は各法人で異なるため、モデル経理規程、モデル資金運用規程の条項で代用している。)
平29社援基発0329第1号	平成29年 3月29日社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

<社会福祉法人>

審査基準

定款例

平29社援発0427第1号

平13社援発第1275号

平18障発第1018003号

平19高齢第1210号

平19高齢第1211号

<社会福祉施設>

平16社援発第0312001号

<高齢>

平12老発第188号

平12老計第8号

平25高齢第424号

<障害>

平18社援発第1002001号

平18障発1018003号

平20障障発第0319001号

<児童>

昭51厚生省発児第59号2

平12児発第295号

平27雇児発0903第6号

<その他>

平21市町村第1041号

平成12年12月 1日社援第2618号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」（最終改正：令2.12.25）

平成12年12月 1日社援発2618号「社会福祉法人の認可について」別紙2「社会福祉法人定款例」（最終改正：令2.12.25）

平成29年 4月27日社援発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

平成13年 7月23日社援発第1275号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
(最終改正：平30.3.30)

平成18年10月18日障発第1018003号「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」

平成19年 3月26日高齢第1210号新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」における軽費老人ホームの取扱いについて」

平成19年 3月26日高齢第1211号新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知「措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正の取扱いについて」

平成16年3月12日社援発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（最終改正：平29.3.29）

平成12年3月10日老発第188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（最終改正：平26.6.30）

平成12年3月10日老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱い等について」（最終改正：平24.3.29）

平成25年7月10日高齢第424号「新潟県軽費老人ホームにおける運営費等の取扱いについて」

平成18年10月 2日社援発第1002001号「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（最終改正：平25.3.29）

平成18年10月18日障発第1018003号「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（最終改正：平19.3.30）

平成20年 3月19日障障発第0319001号「就労支援会計の事業の会計処理の基準」への移行に伴う引当金及び積立金の取扱いについて」

昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」

平成12年 3月30日児発第295号「保育所の設置認可等について」（最終改正：平26.12.12）

平成27年9月3日雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

（最終改正：平30.4.16）

平成21年 1月22日市町村第1041号「個人住民税の寄附金税額控除に係る事務処理について」

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
第1 会計処理の状況					
1 会計処理の 基本的取扱い (会計処理の 基本的取扱い) (計算書類)	(1) 会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	ア 複数の会計区分等に共通する経費については、按分基準を明確に定め、その基準に従って適切に処理しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	会計省令第14条第2項、第20条第2項 運用取扱 6 運用取扱 6
		イ 貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示しているか。	A・B・C		
		ウ 貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示しているか。	A・B・C		
	(2) 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	ア 作成すべき計算書類が作成されているか。 ※作成すべき計算書類 ・資金収支計算書（法人全体、事業区分別、拠点区分別） ・事業活動計算書（法人全体、事業区分別、拠点区分別） ・貸借対照表（法人全体、事業区分別、拠点区分別）	A・B・C	※ (適・要検討・否)	なし (実地確認) 会計省令第7条の2 運用留意 7 会計省令第1号第1様式～第4様式 会計省令第2号第1様式～第4様式 会計省令第3号第1様式～第4様式 会計省令第13条 運用取扱 5
		イ 計算書類の様式が会計基準に則しているか。	A・B・C		
		ウ 計算書類に整合性がとれているか。 (ア) 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、以下のものを除く。）は一致しているか。 ・1年基準（注）により固定資産（負債）から流動資産（負債）に振り替えられたもの ・引当金 ・棚卸資産（貯蔵品を除く） (注) 「1年以内〇〇」と表示しない勘定科目もあるため留意する 例：長期前払費用から前払費用、投資有価証券から有価証券	A・B・C		

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
	(イ) 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致しているか。 また、事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「（うち当期活動増減差額）」は一致しているか。	A・B・C A・B・C			会計省令第1条第2項
エ	事業活動計算書について、収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。 ※ 収益は原則として、物品の販売又はサービスの提供等を行い、かつこれに対する現金及び預金、未収金等を取得したときに計上する（実現主義）。 費用は原則として、費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上する（発生主義）。	A・B・C			会計省令第1条第2項 会計省令第2条第1項第4号 運用取扱1
オ	寄附金について適正に計上されているか。	A・B・C		第2	運用留意9(2)
カ	計算書類及び財産目録に計上している資産は実在しているか。	A・B・C			会計省令第2条第1項第1号
キ	資産の評価は適正に行っているか。 (ア) 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。 ※1 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得または贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。 ※2 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。	A・B・C		会計省令第4条第1項 運用取扱14	
	(イ) 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。	A・B・C			会計省令第4条第2項 運用取扱16 運用留意17

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
	(ウ)　満期まで所有する意図をもって保有する債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、債券金額よりも低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としているか。 また、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末の時価をもって貸借対照表価額としているか。	A・B・C			会計省令第4条第5項 運用取扱15
	(エ)　棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額としているか。 ただし、会計年度末における時価が取得価額よりも低いときは、時価をもって貸借対照表価額としているか。	A・B・C			会計省令第4条第6項
ク	負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。	A・B・C			会計省令第5条第1項
ケ	基本金について適正に計上されているか。 ① 第1号基本金 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産を取得すべきものとして指定された寄附金の額 ② 第2号基本金 ①の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 ③ 第3号基本金 施設の創設及び増築等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額	A・B・C			会計省令第6条第1項 運用取扱11、12 運用留意14

項目	指導監査事項及び着眼点		自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
	<p>コ 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。</p> <p>※ 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（以下「国庫補助金等」という。）の額を計上するものであり、具体的には、次のものを計上する。</p> <p>① 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等</p> <p>② 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの</p>					会計省令第6条第2項 運用取扱9、10 運用留意14（1）ア、15
	<p>(ア) 国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上しているか。</p>		A・B・C			
	<p>(イ) 国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しているか。</p>		A・B・C			
	<p>(ウ) 国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しているか。</p>		A・B・C			
サ	その他の積立金について適正に計上されているか。					
	<p>(ア) 積立の目的を示す名称を付しているか。</p>		A・B・C			運用取扱19 運用留意19
	<p>(イ) 積立金と同額の積立資産を計上しているか。</p>		A・B・C			

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
第2 附属明細書等の状況					
1 附属明細書等 (計算書類に 対する注記)	<p>・ 注記が法令に基づき適正に作成されているか。</p> <p>ア 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 継続事業の前提に関する注記（拠点区分は不要） 2 重要な会計方針 3 重要な会計方針の変更 4 法人で採用する退職給付制度 5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 6 基本財産の増減の内容及び金額 7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 8 担保に供している資産 9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） 10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） 11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 12 関連当事者との取引の内容（拠点区分は不要） 13 重要な偶発債務（拠点区分は不要） 14 重要な後発事象 15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け（拠点区分は不要） 16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 <p>イ 注記事項のうち下記については、計算書類の金額と一致しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本財産の増減の内容及び金額（注記事項の6） ・ 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し（注記事項の7） ・ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（注記事項の9） ・ 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（注記事項の10） 	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	会計省令第29条 運用取扱20~24、別紙1、別紙2 運用留意25(2)、26

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
第3 経理事務の状況					
1 経理事務 (会計帳簿)	(1) 会計帳簿は適正に整備されているか。 ア 各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	第3-1 	社福法第45条の24 会計省令第2条第2号 会計省令第3条 会計省令第7条の2 運用留意2(3)、27 モデル経理規程第13条 モデル経理規程第23条 労基法第24条 平29社援基発0329第1号1(3) 第3-2 第3-3 第3-5 第3-6 平29社援基発0329第1号1(5) 平13社援発第1275号5(2)ウ
	イ 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。	A・B・C			
	(2) 会計伝票(仕訳伝票)は整理されているか。 ア 会計伝票(仕訳伝票)と証憑書類は全て整理、保存されているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		
	イ 会計伝票(仕訳伝票)は、ダブルチェックを行っているか。	A・B・C			
	ウ 会計伝票(仕訳伝票)、証憑書類及び補助簿の間に不整合はないか。	A・B・C			
	エ 入金の証拠となる領収書を発行し、その控えを整理保存しているか。	A・B・C			
	(3) 事務費は適正に計上されているか。 ・ 職員親睦会への補助等の福利厚生支出及び職員・利用者等への慶弔支出は、規程などで支給基準が明確に定められ、かつ妥当な内容となっているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		
	(4) 人件費は給与規程に基づき支給されているか。 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		
2 契約事務	・ 契約等が適正に行われているか。 ア 隨意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適當か。 ※ 隨意契約によることができる場合の一般的な基準については平29社援基発0329第1号1(3)を参照のこと	A・B・C	※ (適・要検討・否)	第3-2 第3-3 第3-5 第3-6	平29社援基発0329第1号1(3) 平29社援基発0329第1号1(5) 平13社援発第1275号5(2)ウ
	イ 入札契約は適正に行われているか。	A・B・C			

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
3 文書保存 (文書保存)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿及び財産目録は、法令及び経理規程の定めに従って保存されているか。 ・ 会計帳簿及びその事業に関する重要な資料、契約に係る証憑書類は会計帳簿の閉鎖の時から10年間保存しているか。 		※ (適・要検討・否) A・B・C	第3－4	社福法第45条の24 平29社援基発0329第1号2
第4 財産管理の状況					
1 現金 (収納した 金銭の管理)	(1) 収納した金銭の管理は適正に行われているか。 ・ 日々入金した金銭は、直接支払いに充てず、経理規程で定める期限内に金融機関に預け入れているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	なし (実地確認)	モデル定理規程第24条
(小口現金)	(2) 小口現金の管理は適正に行われているか。 ア 小口現金出納帳を作成しているか。 イ 保有額が経理規程で定める限度額を超えていることはないか。	A・B・C A・B・C	※ (適・要検討・否)	第4－1	モデル経理規程第12条
(小切手)	(3) 小切手の取扱いは適正に行われているか。 ア 小切手作成者と印鑑管理者は、別の者としているか。 イ 小切手と印鑑は、別々の場所で保管しているか。	A・B・C A・B・C	※ (適・要検討・否)	第4－2	
2 預金 (預金)	・ 預金の管理は適正に行われているか。 ア 口座名義は法人名又は施設名となっているか。 イ 通帳取扱者と印鑑管理者は、別の者としているか。 ウ 通帳と印鑑は、別々の場所で保管しているか。	A・B・C A・B・C A・B・C	※ (適・要検討・否)	第4－2	モデル経理規程第41条
第5 その他					
1 前回指導監査 指摘事項の改善	・ 前回の指導監査において改善状況報告書の提出を要する指摘事項、改善状況報告書の提出を要しない指摘事項について改善が図られているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)	第5	

第1（本文第1－1－(1)ア関連）

共通経費按分方法

A～Dには共通経費を按分している会計区分を記載してください。

(前年度実績)

	按分割合				按分の基準
	A ()	B ()	C ()	D ()	
火災保険料等	%	%	%	%	%
冷暖房費	%	%	%	%	%
照明費	%	%	%	%	%
水道料	%	%	%	%	%
動力費	%	%	%	%	%
兼務職員の人工費	%	%	%	%	%
減価償却費	%	%	%	%	%
	%	%	%	%	%
	%	%	%	%	%

(注) 共通経費の按分について、上記の内容を記載したものがあれば別紙の添付でも可とします。

【記載例】

例) 特別養護老人ホームにショートステイ及びデイサービスが併設されている施設の場合

(前年度実績)

	按分割合				按分の基準
	A (特別養護老人ホーム○○)	B (ショートステイ△△)	C (デイサービス□□)	D ()	
火災保険料等	70%	10%	20%		% 面積割合
兼務職員の人工費	70%	30%	%		% 勤務時間割合

第2（本文第1－1－(2)オ関連）

寄附受贈の状況

(前年度実績)

寄附受贈	有・無
寄附金総額	円

(注) 監査対象施設が含まれる拠点区分の寄附金総額を記入すること。

第3－1（本文第3－1－(1)関連）

会計諸帳簿の整備状況

(前年度実績)

	社会福祉法人モデル 経理規程による会計帳簿	経理規程上の有無	実際の帳簿の有無
主要簿	仕訳日記帳	有・無	有・無
	総勘定元帳	有・無	有・無
補助簿	現金出納帳	有・無	有・無
	預金出納帳	有・無	有・無
	当座預金残高調整表	有・無	有・無
	小口現金出納帳	有・無	有・無
	有価証券台帳	有・無	有・無
	未収金台帳	有・無	有・無
	棚卸資産受払台帳	有・無	有・無
	立替金台帳	有・無	有・無
	前払金台帳	有・無	有・無
	貸付金台帳	有・無	有・無
	仮払金台帳	有・無	有・無
	固定資産管理台帳	有・無	有・無
	リース資産管理台帳	有・無	有・無
	差入保証金台帳	有・無	有・無
	長期前払費用台帳	有・無	有・無
	未払金台帳	有・無	有・無
	預り金台帳	有・無	有・無
	前受金台帳	有・無	有・無
	仮受金台帳	有・無	有・無
(この他にあれば記載)	借入金台帳	有・無	有・無
	退職給付引当金台帳	有・無	有・無
	基本金台帳	有・無	有・無
	各区分間長期貸付金（長期借入金）管理台帳	有・無	有・無
	事業収入管理台帳	有・無	有・無
	寄附金品台帳	有・無	有・無
	補助金台帳	有・無	有・無
	各区分間繰入金管理台帳	有・無	有・無
		有・無	有・無
		有・無	有・無

第3－2（本文第3－2関連）

契約締結の状況

（1）会計監査を受ける法人

（前年度実績）

区分	経理規程の随契可能額	随契可能額を超えた契約	入札の実施	国通知の指導内容
1 建築工事	万円を超えない額	有・無	有・無	20億円以上は入札
2 建築技術・サービス	万円を超えない額	有・無	有・無	2億円以上は入札
3 物品等	万円を超えない額	有・無	有・無	3,000万円以上は入札

（2）会計監査を受けない法人

（前年度実績）

区分	経理規程の随契可能額	随契可能額を超えた契約	入札の実施	国通知の指導内容
1 工事又は製造の請負	万円を超えない額	有・無	有・無	
2 食料品・物品等の買入れ	万円を超えない額	有・無	有・無	1,000万円以上は入札
3 前各号に掲げるもの以外	万円を超えない額	有・無	有・無	

第3－3（本文第3－2関連）

契約書の作成状況

（前年度実績）

経理規程に定める契約書省略可能額	省略可能額を超えた契約	契約書の作成	国事務連絡（モデル経理規程）の内容
万円を超えない額	有・無	有・無	100万円以上は契約書を作成

第3－4（本文第3－3関連）

会計文書の保存状況

（資料作成日現在）

区分	経理規程の保存期間	保存の有無	国通知の指導内容
会計帳簿、計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）、契約に係る証憑書類、附属明細書	年	有・無	10年以上とすること

第3－5（本文第3－2関連）

入札の実施状況

※1 前年度に入札に付した契約事案について、**契約金額上位5件について記載してください。**

※2 入札に相当する金額であっても、随意契約により処理した事案は記載対象外です。
(随意契約事案は第3－6表に記載してください。)

取引の内容	(記載例) リネン類リースの 年間契約									
入札方法	<input checked="" type="radio"/> 指名		一般／指名		一般／指名		一般／指名		一般／指名	
入札調書の作成	<input checked="" type="radio"/> なし		あり／なし		あり／なし		あり／なし		あり／なし	
落札価格 (単価契約の場合 は 想定年間総額)	12,000,000 円		円		円		円		円	
契約社名	○○リネン(株)									
入札参加者数	4 社		社		社		社		社	
入札立会者 (役職・氏名)	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
	理事	新潟一郎								
	理事	新潟二郎								
	監事	新潟三郎								
	市職員	新潟五郎								
契約年月日	令和3年4月1日									
検査年月日	令和4年3月31日									

第3－6（本文第3－2関連）

随意契約の実施状況

※1 前年度に締結した契約のうち、随意契約とした事案について、契約金額上位5件について記入してください。

※2 入札に付した契約事案は記載対象外です。（入札事案は第3－5表に記載してください。）

取引の内容	【記載例】 (工事) 雨漏り発生部分の 修繕防水加工工事	【記載例】 (物品購入) ノートパソコンの購入	1	2	3	4	5
随意契約の理由	豪雨災害の発生に伴い緊急に応急工事が必要となつたため。	予定価格が経理規程第74条に定める随意契約可能額の範囲のため。					
契約社名	●●建設	●●電気					
見積業者数	3 社	2 社	社	社	社	社	社
他の見積業者	■■建築	●●商会					
	▲▲▲組						
見積依頼業者選定基準	当法人において工事受注実績がある企業	当法人において取引実績がある企業					
契約額	3,000,000 円	150,000 円	円	円	円	円	円
契約年月日	令和3年6月1日	令和3年9月10日					
検査年月日	令和3年7月15日	令和3年9月20日					

第4－1（第4－1－(2)関連）

小口現金の状況

(資料作成日現在)

小口現金制度の規定	有	・	あるが実際の取扱無し	・	無
保有限度額	万円以下				
小口現金取扱者	拠点区分（事業区分）	取扱者の職・氏名			

第4－2（本文第4－1－(3)、第4－2関連）

印鑑、通帳、小切手帳の保管状況

(資料作成日現在)

拠点区分（事業区分）	印鑑		通帳		小切手帳	
	管理者の職・氏名	保管場所	管理者の職・氏名	保管場所	管理者の職・氏名	保管場所
		A金庫等		Aと(同・別)金庫等		Aと(同・別)金庫等
		B金庫等		Bと(同・別)金庫等		Bと(同・別)金庫等
		C金庫等		Cと(同・別)金庫等		Cと(同・別)金庫等
		D金庫等		Dと(同・別)金庫等		Dと(同・別)金庫等
		E金庫等		Eと(同・別)金庫等		Eと(同・別)金庫等
		F金庫等		Fと(同・別)金庫等		Fと(同・別)金庫等
		G金庫等		Gと(同・別)金庫等		Gと(同・別)金庫等

(注)・印鑑の管理者は、通帳ならびに小切手帳の管理者とは別の者とし、それぞれ別の場所で保管する必要がある。

(同じ金庫等内で、一方を手提げ金庫等施錠可能な容器に保管することでも可。)

・「保管場所」欄は、印鑑保管場所と同じ金庫等内に手提げ金庫等で保管している場合は「同」に、それ以外の場合は「別」に○印を記入すること。

第5（本文第5－1関連）

前回指導監査で指摘された事項の改善状況（会計事務に関する事項を記載すること。）

（資料作成日現在）

指導監査における指摘事項	改善状況
改善状況報告書の提出を要する指摘事項（文書指摘） 1 2 3	
改善状況報告書の提出を要しない指摘事項（口頭指摘） 1 2 3 4	

（注）前回指導監査の際に指摘を受けた事項について、どのように改善したかを詳細に記入すること。

第6 移行時特別積立金の状況（旧法指定施設）

※この項目は、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、並びに同法附則の規定による旧法指定施設のみ回答すること。

※項目1「旧法指定施設の移行時特別積立金」は該当する施設のみ回答し、項目2「資金の運用」は全施設が回答すること。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
1 旧法指定施設の移行時特別積立金 ※『移行時特別積立金』を保有する施設のみ回答すること。	<p>・ 移行時特別積立金及び同積立預金を適正に取り崩していること。</p> <p>ア 取り崩した資金は以下のいずれかの経費に充てているか。</p> <p>① 支援費制度から障害者総合支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設等の当初の運転資金として必要な経費 (指定障害福祉サービス等に要する費用として算定される額(平成18年10月または移行月における見込額)の概ね3ヵ月分を限度とする。)</p> <p>② 当該施設の決算処理における欠損金の補填経費</p> <p>③ 次に掲げる事業を実施するために、当該事業の用に供する施設・設備の整備、用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費 • 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業 • 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業</p> <p>イ 積立金を取り崩す場合はあらかじめ理事会の承認を得ているか。</p> <p>ウ 独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）からの借入金（平成10年9月以前に借り入れたもの）の繰上償還のための経費に充てていないか。</p>	A・B・C	※（適・要検討・否）	第6－1	平18障発第1018003号 平18障発第1018003号第1_3(1) 平18障発第1018003号第1_3(2) 平18障発第1018003号第1_3(3) 平18障発第1018003号第1_3(3)① 平18障発第1018003号第1_3(3)② 平18障発第1018003号第1_3本文 平18障発第1018003号第1_3(3)

第6 移行時特別積立金の状況（旧法指定施設）

※この項目は、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、並びに同法附則の規定による旧法指定施設のみ回答すること。

※項目1「旧法指定施設の移行時特別積立金」は該当する施設のみ回答し、項目2「資金の運用」は全施設が回答すること。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
2 資金の運用 ※全施設が回答すること。	(1) 自立支援給付費を、以下の経費に充当していないか。 ①当該社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する収益事業に要する経費 ②当該社会福祉法人外への資金流出に属する経費 ③役員報酬など実質的な剩余金の配当と認められる経費	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	平18障発第1018003号第2_2
	(2) 自立支援給付費の繰入については、以下によること。 ア 他の社会福祉事業又は公益事業に繰り入れる場合は、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲で行っているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第6－2	平18障発第1018003号第2_3(1)
	イ 他の指定障害者支援施設等へ繰り入れる場合は、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で行っているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第6－2	平18障発第1018003号第2_3(2)
	(3) 自立支援給付費の繰替（貸付け）については、以下によること。 他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用した場合は、当該年度内に補填しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		

第6－1（本文第6－1関連）

旧法指定施設の移行時特別積立金の取崩し状況

（年度末現在）

前年度の移行時特別積立金残高 A (円)	
当年度の移行時特別積立金残高 B (円)	
移行時特別積立金の取崩額 ※A-B (円)	

※△（マイナス）の場合、下は記載不要

（前年度実績）

理事会の承認年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
執行年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
使用目的			

第6－2（本文第6－2関連）

他の区分への繰入・貸付けの状況

（前年度実績）

	繰入先	繰入額
繰入		

①	事業活動資金収支差額	
②	当期資金収支差額	
③	当期末支払資金残高	

（注1）①及び②がマイナスでなければ他の社会福祉事業又は公益事業に資金を繰り入れ可

（注2）③がマイナスでなければ指定障害者支援施設等への事業へ資金の繰入れ可

	貸付け先	貸付け年月日	貸付け額	返済年月日	返済額
貸付					

（注1）表が足りない場合は、適宜付け足すこと。また、別紙の添付も可とする。

（注2）他の社会福祉事業、公益事業又は収益事業への貸付け…当該年度内に補てんすれば可

第7 移行時特別積立金の状況（特別養護老人ホーム）

※この項目は、特別養護老人ホームのみ回答すること。

※項目1「特別養護老人ホームの移行時特別積立金」は該当する施設のみ回答し、項目2「資金の運用」は全施設が回答すること。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
1 特別養護老人ホームの移行時特別積立金 ※『移行時特別積立金』を保有する施設のみ回答すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行時特別積立金及び同積立預金を適正に取り崩していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 取り崩した資金は以下のいずれかの経費に充てているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該施設の決算処理における欠損金の補填経費 ② 次に掲げる事業を実施するために、当該事業の用に供する施設・設備の整備、用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業 ・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業 イ 積立金を取り崩す場合はあらかじめ理事会の承認を得ているか。 ウ 独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）からの借入金（平成10年9月以前に借り入れたもの）の繰上償還のための経費に充てていないか。 エ 措置制度から介護保険制度への移行時における当初の運転資金として必要な経費に移行時特別積立金を流用したために、積立預金の額が積立金の額を下回る場合、移行時特別積立金の取り崩しはあらかじめ積立金を積立預金と同額まで取り崩した上で（積立不足額を解消した上で）行っているか。 <p>又は、2の(4)に定める積立金に積み立てる等の具体的な検討を行い、その有効活用を図っているか。</p> 	<div style="background-color: #ffffcc; padding: 2px;">A・B・C</div>	※（適・要検討・否）	第7-1	平12老発第188号 平12老発第188号第1 4 (1)a 平12老発第188号第1 4 (1)b 平12老発第188号第1 4 (1) 平12老発第188号第1 4 (1)本文括弧内 平12老発第188号第1 4 (2)

第7 移行時特別積立金の状況（特別養護老人ホーム）

※この項目は、特別養護老人ホームのみ回答すること。

※項目1「特別養護老人ホームの移行時特別積立金」は該当する施設のみ回答し、項目2「資金の運用」は全施設が回答すること。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
2 資金の運用 ※全施設が回答すること。	(1) 介護報酬を、以下の費用に充当していないか。 ① 収益事業に要する経費 ② 当該社会福祉法人外への資金流出に属する経費 ③ 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	平12老発第188号第2_2
	(2) 介護報酬の繰入については、以下によること。 ア 他の社会福祉事業又は公益事業に繰り入れる場合は、当該特別養護老人ホームの事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲で行っているか。 イ 他の居宅サービス等の事業へ繰り入れる場合は、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で行っているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第7-2	平12老発第188号第2_3(1)
	(3) 介護報酬の繰替え（貸付け）については、以下によること。 他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ貸し付けた場合は、当該年度内に補填しているか。（ただし、他の居宅サービス等の事業へ貸付けた場合は、年度内の補填を要しない）	A・B・C	※（適・要検討・否）	第7-2	平12老発第188号第2_3(4)
(繰越し金の扱い)	(4) 次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、事業計画を作成の上、将来の特定の目的のために、積立金を積み立てるよう努めているか。 (積立金の例) ・施設整備等積立金 ・人件費積立金	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	平12老発第188号第2_3(2)

第7－1（本文第7－1関連）

特別養護老人ホームの移行時特別積立金の取崩し状況

(年度末現在)

前年度の移行時特別積立金残高 A (円)	
当年度の移行時特別積立金残高 B (円)	
移行時特別積立金の取崩額 ※A-B (円)	

※△（マイナス）の場合、下は記載不要

(前年度実績)

理事会の承認年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
執行年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
使用目的			

第7－2（本文第7－2関連）

他の区分への繰入・貸付けの状況

(前年度実績)

繰入先	繰入額	① 事業活動資金収支差額
繰入		② 当期資金収支差額
		③ 当期末支払資金残高

(注1) ①及び②がマイナスでなければ他の社会福祉事業又は公益事業に資金を繰り入れ可

(注2) ③がマイナスでなければ介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ資金の繰入れ可

貸付け先	貸付け年月日	貸付け額	返済年月日	返済額
貸付				

(注1) 表が足りない場合は、適宜付け足すこと。また、別紙の添付も可とする。

(注2) 他の社会福祉事業、公益事業又は収益事業への貸付け…当該年度内に補てんすれば可

軽費老人ホーム（ケアハウス）運営費の状況

※この項目は軽費老人ホーム（ケアハウス）のみ回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「新潟市軽費老人ホーム事務費補助金」を受けていない施設は回答する必要はありません。

※市へ提出した「新潟市軽費老人ホーム補助金精算書」を参照して記載してください。

総事業費 A	サービスの提供に 要する費用 支出額 B	サービスの提供に 要する費用 基準額 C	サービスの提供に 要する費用 本人徴収額 D	サービスの提供に 要する費用 減免額 (B又はC) - D E	市補助金 基本額 F	市補助額 G	運営費 (D + G) H

(注) 1 E欄については、B欄の額又はC欄の額のいずれか少ない方の額からD欄の額を控除した額を記入すること。

2 F欄については、E欄の額を転記すること。

3 G欄については、F欄の千円未満を切り捨てた額を記入すること。

4 H欄については、D欄の額とG欄の額の合計額を記入すること。

↓
H欄の金額の30%を「c-6」
第8-3表のC欄に記入

第8 措置施設等関連事項（軽費老人ホーム（ケアハウス）を含む）

※この項目は、措置施設（救護施設、養護老人ホーム、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児施設）及び軽費老人ホーム（ケアハウス）のみ回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている施設は、介護不要の入居者に係る事業の会計（収支）について回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「新潟市軽費老人ホーム事務費補助金」を受けていない施設は本設問を回答する必要はありません。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
1 運営費（措置費）の弾力運用	運営費（措置費）については、施設運営の用途に直接充当すべきものであるが、それ以外の用途に用いる場合は、以下によること。				
(弾力運用の要件)	(1) 運営費（措置費）の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。		※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	
	ア 適正な法人運営が確保されているか。	A・B・C			平16社援発第0312001号1(1) 平25高齢第424号 1
	イ 適正な施設運営が確保されているか。 特に、適切な入所者待遇及び適正な職員待遇が実施されているか。	A・B・C			平16社援発第0312001号1(2) 平25高齢第424号 1
	ウ 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されているか。	A・B・C			平16社援発第0312001号1(3) 平25高齢第424号 1
	エ 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①または②のいずれかが実施されているか。 ① 入所者等に対して苦情解決の仕組みを周知し、第三者委員を設置して適切な苦情対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者保護に努めていること。 ② 福祉サービス第三者評価を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。 (注)ア～ウの要件を満たし、エのみ満たさない場合は、以下の使途範囲については（平16社援基発第0312001号（課長通知））によること。	A・B・C			平16社援発第0312001号1(4) 平25高齢第424号 1

第8 措置施設等関連事項（軽費老人ホーム（ケアハウス）を含む）

※この項目は、措置施設（救護施設、養護老人ホーム、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児施設）及び軽費老人ホーム（ケアハウス）のみ回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている施設は、介護不要の入居者に係る事業の会計（収支）について回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「新潟市軽費老人ホーム事務費補助金」を受けていない施設は本設問を回答する必要はありません。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
(弾力運用の使途範囲)	(2) 運営費（措置費）は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成した上で以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができること。 ア 運営費（措置費）を積立金に積み立てる場合は、使用計画を作成した上、以下の名称としているか。 ① 人件費積立金 ② 施設整備等積立金 (注)他の名称の積立金を積み立てることはできません。 イ 積立金を目的外に使用する場合、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上やむを得ないものとして承認を受けているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認) 第8－1	平16社援発第0312001号3(2) 平25高齢第424号 1、 3 平16社援発第0312001号3(2) 平25高齢第424号 1
	(3) 運営費（措置費）を同一法人が運営する社会福祉施設等の借入金の償還金及びその利息に充当する場合は、民間施設等給与等改善費として加算された額に相当する額を限度としていること。 運営費（措置費）を同一法人が運営する社会福祉施設等の借入金の償還金及び利息の支払いに充当する場合は、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度としているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第8－2	平16社援発第0312001号3(3) 平25高齢第424号 1
	(4) サービス区分において発生した預貯金利息（運用収入）適正に使用していること。 サービス区分において発生した預貯金利息（運用収入）は、同一法人が運営する社会福祉施設等の借入金の償還金及びその利息の支払い、法人本部の運営に要する経費、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費及び公益事業の運営に要する経費に充当しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第8－2	平16社援発第0312001号3(4) 平25高齢第424号 1

第8 措置施設等関連事項（軽費老人ホーム（ケアハウス）を含む）

※この項目は、措置施設（救護施設、養護老人ホーム、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児施設）及び軽費老人ホーム（ケアハウス）のみ回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている施設は、介護不要の入居者に係る事業の会計（収支）について回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「新潟市軽費老人ホーム事務費補助金」を受けていない施設は本設問を回答する必要はありません。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
2 前期末支払資金残高の取扱い	<p>前期末支払資金残高を取り崩す場合は、以下によること。</p> <p>ア 前期末支払資金残高を取り崩す場合は、あらかじめ理事会の承認を受けているか。</p> <p>イ 以下の経費に充当しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分 ② 法人本部の運営に要する経費 ③ 同一法人が運営する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 ④ 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費 <p>(注)当該施設の運営に支障が生じない範囲において行うこと。</p> <p>ウ 当期末支払資金残高は、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有となっているか。</p> <p>(注)軽費老人ホーム（ケアハウス）は「運営費（措置費）収入」を『サービスの提供に要する費用本人徴収額+補助金収入（市の事務費補助金収入）』と読み替えること。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	※（適・要検討・否）	第8-3	<p>平16社援発第0312001号4 平25高齢第424号 1</p> <p>平16社援発第0312001号4 平25高齢第424号 1</p> <p>平16社援発第0312001号4 平25高齢第424号 2</p>

第8 措置施設等関連事項（軽費老人ホーム（ケアハウス）を含む）

※この項目は、措置施設（救護施設、養護老人ホーム、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児施設）及び軽費老人ホーム（ケアハウス）のみ回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている施設は、介護不要の入居者に係る事業の会計（収支）について回答すること。

※軽費老人ホーム（ケアハウス）のうち、「新潟市軽費老人ホーム事務費補助金」を受けていない施設は本設問を回答する必要はありません。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
3 運営費（措置費）の管理・運用	<p>運営費（措置費）の管理・運用を適正に行っていること。</p> <p>ア 運営費（措置費）の管理・運用は、銀行預金等の安全確実でかつ換金性の高い方法で行っているか。</p> <p>(注)安全確実かつ換金性の高い方法とは <input type="radio"/>銀行、ゆうちょ銀行、農業協同組合等への預貯金 <input type="radio"/>国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のあるもの <input checked="" type="checkbox"/>株式投資、商品取引等リスクが大きいもの</p> <p>イ 同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借は、経営上やむを得ない場合に限って行い年度内に清算しているか。</p> <p>ウ 同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付け（法人外への貸付け）を行っていないか。</p>	A・B・C	※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	平16社援発第0312001号5(1) 平25高齢第424号 1
		A・B・C			平16社援発第0312001号5(2) 平25高齢第424号 1
		A・B・C			平16社援発第0312001号5(2) 平25高齢第424号 1

**第8－1（本文第8－1－(2)関連）
措置施設等における積立金の目的外使用状況**

（前年度実績）

積立金の種類			
理事会の承認年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
執行年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
使用目的			

**第8－2（本文第8－1－(3)(4)関連）
措置施設等における民間施設給与等改善費・預貯金利息の充当状況**

（前年度実績）

施設整備等に係る借入金（円）		左記の償還に係る財源（円）	
償還元金		民間施設給与等改善費 の加算分相当額	
支払利息		預貯金利息（運用収入）	
		借入金元金償還・利息 補助金収入	
		居住に要する費用（旧管理費収入） ※ケアハウスのみ	
		その他の財源① ()	
		その他の財源② ()	
計 A		計 B	

運営費（措置費）を弾力運用するもの

（注）必ずA≤Bとなること。

第8－3（本文第8－2関連）
措置施設等における前期末支払資金残高の取崩し状況
(年度末現在)

前期末支払資金残高 A (円)	
当期末支払資金残高 B (円)	
前期末支払資金残高の取崩額 ※ A-B (円)	

※△（マイナス）の場合、以下は記載不要

前年度の運営費（措置費）収入の30%	
C (円)	

(前年度実績)

- (注) • 必ず **B** \leq **C** となること。
 • ケアハウスは「運営費（措置費）収入」を『サービスの提供に要する費用本人徴収額+補助金収入（市の事務費補助金収入）』と読み替えること。
 • 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、「c-運営費算出」で算出したH欄の金額の30%をC欄に記入すること。

(前年度実績)

理事会の承認年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
執行年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
使用目的			

私立保育所における委託費弾力運用の状況

※この項目は私立保育所のみ回答すること

平成27年9月3日付け雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」						
委託費の使途範囲						
	運用ア	運用イ	運用ウ	運用エ	運用オ	運用カ
条件ア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
条件ア+イ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
条件ア+イ+ウ+エ+オ	<input type="radio"/>					

(注1) 条件アを満たす場合は、運用ア及び運用イが可能
 (注2) 条件ア及び条件イを満たす場合は、運用ア～運用エが可能
 (注3) 条件ア～条件オをすべて満たす場合は、運用ア～運用キが可能

- 【留意事項】
- 貴施設が満たしている条件及び行っている運用すべてに○をつけてください。
 - 条件アのみ満たす場合
→ 内を記入してください。
 - 条件ア及び条件イを満たす場合
→ 内を記入してください。
 - 条件ア～条件オをすべて満たす場合
→ 内を記入してください。

A項目（通知の1(2)、(3)関係）	B項目（通知の1(4)関係）	C項目（通知1(5)関係）
条件ア	条件イ	条件ウ
以下の要件をすべて満たしている	以下の事業等のいずれかを実施していること	以下のいずれかの書類を保育所に備え付け、閲覧に供していること
児童福祉施設最低基準を遵守している	延長保育事業又はこれと同様の事業	社会福祉法人会計基準に基づく「資金収支計算書（及び各区分の内訳表）」及び貸借対照表
委託費に係る交付基準及びそれにに関する通知等に示す職員の配置等の事項を遵守している	一時預かり事業又はこれと同様の事業	学校法人会計基準に基づく「資金収支計算書（及び内訳表）」及び貸借対照表
給与に関する規程を整備し、その規程により適正な給与水準を維持している等人件費の運用を適正に行っている	乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受け入れ	休日保育算定の対象施設であること
給食について必要な栄養量を確保し、嗜好を生かした調理を行っているとともに、日常生活について必要な諸経費を適正に確保している	地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業	病児保育事業又はこれと同様の事業
入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備を整備しているなど、児童の処遇が適切である	特別児童扶養手当の支給対象障害児の受け入れ	※実施している事業すべてに○をつけること
運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質向上に努めている	家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業	企業会計による損益計算書及び貸借対照表
その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がない	休日保育算定の対象施設であること	

A項目（通知の1(2)、(3)関係）	B項目（通知の1(4)関係）	C項目（通知の1(5)関係）
運用ア	運用ウ	運用オ
3費用間の流用を行っている	以下との積立資産を積み立てている	運用キ
委託費の使途範囲の原則にいかわらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てている	保育所施設・設備整備積立資産（左記「イ」の②、③の積立目的を統合し、建物整備や土地取得の目的を加えたもの）	委託費の3か月分相当額を以下の経費に充当している
運用イ	運用エ	(1) 同一の設置者が設置する保育所等に係る以下の経費
以下の積立資産を積み立てている	上記経費にかかる借入金（利息部分を含む）の償還又は積立のための支出	保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
①人件費積立資産 ②修繕積立資産 ③備品等購入積立資産	保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費	保育所等の土地又は建物の賃借料
	上記経費にかかる借入金（利息部分を含む）の償還又は積立のための支出	上記経費にかかる借入金（利息部分を含む）の償還のための支出
	保育所等を経営する事業に係る租税公課	保育所等を経営する事業に係る租税公課

行っている運用の状況に合わせて、次頁以降を作成すること			
運用ア	運用イ	作成する表	
×	×	第9表 第9-1表 第9-2表	
○	×		
×	○		
○	○		

(注) ○:行っている、×:行っていない

運用ウ	運用エ	作成する表	
×	×	第9表、第9-1表、第9-2表 第9表、第9-1表、第9-2表、第9-3-1表	
○	×		
×	○		
○	○		

(注) ○:行っている、×:行っていない

運用オ	運用カ	運用キ	作成する表
×	×	×	【運用エを行っていない場合】 第9表、第9-1表、第9-2表 【運用エを行っている場合】 第9表、第9-1表、第9-2表、第9-3-1表 第9表、第9-1表、第9-2表、第9-3-2表 第9表、第9-1表、第9-2表、第9-3-3表 第9表、第9-1表、第9-2表、第9-3-4表
○	×	×	
×	○	×	
○	○	○	
×	○	○	
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	

(注) ○:行っている、×:行っていない

第9 私立保育所委託費関連事項

※この項目は私立保育所のみ回答すること

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
1 前期末支払資金残高の取崩しと保有限度額	<p>前期末支払資金残高の取崩しに係る手続きが適正であること。</p> <p>※条件「ア～オ」を全て満たしている場合のみ回答</p> <p>ア 前期末支払資金残高の取崩しを行う際は、事前に理事会の承認を受けているか。（この場合、市への事前協議は不要）</p> <p>(注)社会福祉法人又は学校法人以外の法人の場合は、要件の具備いかんにかかわらず、必ず市への事前協議が必要となります。</p>		※（適・要検討・否）	第9－2	平27雇児発0903第6号3(2)
	<p>※条件「ア～オ」を満たしていない場合のみ回答</p> <p>イ 前期末支払資金残高の取崩しを行う際は、事前に市への協議を行っているか。</p> <p>(注)次の場合は事前協議を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然災害その他やむを得ない事由による取崩し ② 取崩しの額が、当該年度の取崩しを必要とする拠点区分の事業活動収入（予算額）の3%以下である場合 	A・B・C			平27雇児発0903第6号3(1)
	<p>ウ 取り崩した資金の使途は、当該保育所の運営に支障が生じない範囲において、かつ、以下の①～④の経費に限られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該施設の人件費、光熱水費等、通常経費の不足分の補填 ② 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費 ③ 同一法人が運営する第1種及び第2種社会福祉事業、並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ④ 同一の法人が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費 	A・B・C			平27雇児発0903第6号3(2)①～③

第9 私立保育所委託費関連事項

※この項目は私立保育所のみ回答すること

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
	エ 当期末支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%以下の保有となっているか。	A・B・C			平27雇児発0903第6号3(2)なお以下
2 委託費の管理・運用	委託費及び保育料（委託費等）の管理・運用は適正に行っていること。		※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	平27雇児発0903第6号4(1)
	ア 委託費等の管理・運用は、銀行預金等の安全確実で、かつ換金性の高い方法で行っているか。	A・B・C			平27雇児発0903第6号4(2)
	イ 各施設拠点区分、本部または公益事業等の特別会計への資金の貸付けについては、経営上やむを得ない場合に限って行い、年度内に清算しているか。	A・B・C			平27雇児発0903第6号4(2)
	ウ 各施設拠点区分、本部又は公益事業等の特別会計以外への貸付け（法人外への貸付け）を行っていないか。	A・B・C			平27雇児発0903第6号4(2)なお以下

第9－1

(1) 保育所における積立資産の積立て・取崩し状況

(前年度実績)

積立資産の種類	人件費積立資産	修繕積立資産	備品等購入積立資産	保育所施設・設備整備積立資産
前々年度末の積立資産残高 A (円)				
前年度の積立資産取崩額 B (円)				
前年度の積立資産積立額 C (円)				
A - B + C D (円)				
前年度末の積立資産残高 E (円)				

(注)・必ずD=Eとなること。

(2) 保育所における積立資産の目的外使用状況

(前年度実績)

積立資産の種類	理事会の承認年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
金額 (円)				
※市への協議年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
金額 (円)				
執行年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
金額 (円)				
使用目的				

※市への協議が不要な場合は記載不要

第9－2（本文第9－1関連）
保育所における前期末支払資金残高の取崩し状況
 (年度末現在)

前期末支払資金残高 A (円)	
当期末支払資金残高 B (円)	
前期末支払資金残高の取崩額 ※A-B (円)	

※△（マイナス）の場合、以下は記載不要

(前年度実績)	
前年度委託費収入の30% C (円)	
前年度経常収入（最終予算額）の3% D (円)	

- (注) • 必ずB≤Cとなること。
 • 弾力運用の要件を満たさない場合でも、A-B（取崩額）≤Dの場合には取崩しに当たっての市への事前協議は不要。

(前年度実績)			
理事会の承認年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
※市への協議年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
執行年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
使用目的			

※市への協議が不要な場合は記載不要

第9－3－1

※1 本表は「条件ア～イ」を満たし、「運用工」を行っている保育所のみ作成してください。

※2 「運用オ、カ、キ」も行っている場合は作成不要ですが、次頁以降の表を作成する必要がありますのでご注意ください。

運用工を行っている場合のみ回答
※運用オ、カ、キも行っている場合は回答不要

【作成上の留意事項】

- ・ 決算額は前年度の資金収支計算書から転記してください。
- ・ 当該保育所における委託費弾力運用の状況を記入してください。
- ・ (1)には当該保育所における対象経費への充当状況を記入してください。
- ・ (2)には同一設置者が設置する他の保育所等における対象経費への充当有無及び充当状況を記入してください。

(1) 当該保育所における対象経費への充当状況

(前年度決算額)

対象経費（円）	左記の財源（円）
ア 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（注1）	オ 委託費の弾力運用可能額
(ア) 固定資産取得支出 保育所等の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の取得	処遇改善等加算基礎分の加算分相当額
(イ) 修繕費 保育所等の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の修繕	
イ 保育所等の土地又は建物の賃借料（注2）	カ その他の財源
ウ 上記ア、イの経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出	
(ア) 借入金元金償還金支出	① 施設整備等補助金収入
(イ) 借入金利息支出	② 借入金元金償還・利息補助金収入
(ウ) 修繕積立預金積立支出	③ 施設整備等寄附金収入
(エ) 備品等購入積立預金積立支出	④ 設備資金借入金収入
(オ) 保育所施設・設備整備積立預金積立支出	⑤ 積立預金取崩収入
エ 保育所等を経営する事業に係る租税公課	⑥ ①() ⑦ ②() ⑧ ③()
計 (A)	計 (B)

(注1) 土地の取得、保育所等以外の建物・設備の取得又は修繕に要した経費を除いた額を記入すること。

(注2) 保育所等の土地・建物以外の賃借料を除いた額を記入すること。

(注3) 「その他の財源」欄 () 内には、財源の種類を具体的に記入すること。（市町村からの補助金収入、受取利息配当金収入、前期末支払資金残高など）

(注4) 必ずA≤Bとなること。

(2) 同一設置者が設置する他の保育所等における対象経費への充当状況

同一設置者が設置する他の保育所等における対象経費への充当	有	無	※「無」の場合は以下回答不要
------------------------------	---	---	----------------

(前年度決算額)

対象経費（円）		左記の財源（円）	
同一設置者が設置する他の保育所等への充当額		委託費の弾力運用可能額	
充当目的（注1）		処遇改善加算基礎分の加算分相当額	
ア 保育所等への建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費		その他の財源による会計区分間繰入金	
イ 保育所等の土地又は建物の賃借料		その他の財源①（注2） （ ）	
ウ 上記ア、イの経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出		その他の財源②（注2） （ ）	
エ 保育所等を経営する事業に係る租税公課		その他の財源③（注2） （ ）	
計（A）		計（B）	

(注1) 該当するものすべてに○をつけること。

(注2) 「その他の財源」欄（ ）内には、財源の種類を具体的に記入すること。（前期末支払資金残高など）

(注3) 必ずA≤Bとなること。

第9－3－2

※1 本表は「条件ア～オ」を満たし、「運用才」を行っている保育所のみ作成してください。

※2 「運用才、キ」も行っている場合は作成不要ですが、次頁以降の表を作成する必要がありますのでご注意ください。

運用才を行っている場合のみ回答
※運用才、キも行っている場合は回答不要

【作成上の留意事項】

- ・ 決算額は前年度の資金収支計算書から転記してください。
- ・ 当該保育所における委託費弾力運用の状況を記入してください。
- ・ (1)には当該保育所における対象経費への充当状況を記入してください。
- ・ (2)には同一設置者が運営する他の子育て支援事業における対象経費への充当有無及び充当状況を記入してください。

(1) 当該保育所における対象経費への充当状況

(前年度決算額)

対象経費（円）	左記の財源（円）
ア 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（注1）	ウ 委託費の弾力運用可能額
(ア) 固定資産取得支出 子育て支援事業の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の取得	処遇改善等加算基礎分の加算分相当額
子育て支援事業の土地の取得	
(イ) 修繕費 子育て支援事業の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の修繕	
イ 上記アの経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出	エ その他の財源による会計区分間繰入金
(ア) 借入金元金償還金支出	① 施設整備等補助金収入
(イ) 借入金利息支出	② 借入金元金償還・利息補助金収入
(ウ) 修繕積立預金積立支出	③ 施設整備等寄附金収入
(エ) 備品等購入積立預金積立支出	④ 設備資金借入金収入
(オ) 保育所施設・設備整備積立預金積立支出	⑤ 積立預金取崩収入
計 (A)	計 (B)

(注1) 子育て支援事業以外の建物・設備の取得又は修繕、土地の取得に要した経費を除いた額を記入すること。

(注2) 「その他の財源」欄 () 内には、財源の種類を具体的に記入すること。（市町村からの補助金収入、受取利息配当金収入、前期末支払資金残高など）

(注3) 必ずA≤Bとなること。

(2) 同一設置者が運営する他の子育て支援事業における対象経費への充当状況

同一設置者が運営する他の子育て支援事業における対象経費への充当	有	無	※「無」の場合は以下回答不要
---------------------------------	---	---	----------------

(前年度決算額)

対象経費（円）		左記の財源（円）	
同一設置者が運営する他の子育て支援事業への充当額		委託費の弾力運用可能額	
充当目的（注1）		処遇改善加算基礎分の加算分相当額	
ア 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に要する経費 イ 上記アの経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出		その他の財源	
計（A）		計（B）	

(注1) 該当するものすべてに○をつけること。

(注2) 「その他の財源」欄（ ）内には、財源の種類を具体的に記入すること。（前期末支払資金残高等）

(注3) 必ずA≤Bとなること。

第9－3－3

※1 本表は「条件ア～オ」を満たし、「運用力」を行っている保育所のみ作成してください。

※2 「運用キ」も行っている場合は作成不要ですが、次頁以降の表を作成する必要がありますのでご注意ください。

運用力を行っている場合のみ回答
※運用キも行っている場合は回答不要

【作成上の留意事項】

- ・ 決算額は前年度の資金収支計算書から転記してください。
- ・ 当該保育所の委託費弾力運用の状況を記入してください。
 - (1)には当該保育所における対象経費への充当状況を記入してください。
 - (2)には同一設置者が運営する他の社会福祉施設等における対象経費への充当状況を記入してください。

(1) 当該保育所における対象経費への充当状況

(前年度決算額)

対象経費（円）	左記の財源（円）
ア 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 (注1)	オ 委託費の弾力運用可能額
(ア) 固定資産取得支出 社会福祉施設等の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の取得	処遇改選等加算基礎分の加算分相当額
社会福祉施設等の土地の取得	
(イ) 修繕費 社会福祉施設の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の修繕	
イ 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料（注2）	
ウ 上記ア、イの経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出	
(ア) 借入金元金償還金支出	
(イ) 借入金利息支出	
(ウ) 修繕積立預金積立支出	
(エ) 備品等購入積立預金積立支出	
(オ) 保育所施設・設備整備積立預金積立支出	
エ 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課	
計 (A)	計 (B)

(注1) 社会福祉施設等以外の建物・設備の取得又は修繕、土地の取得に要した経費を除いた額を記入すること。

(注2) 社会福祉施設等の土地・建物以外の賃借料を除いた額を記入すること。

(注3) 「その他の財源」欄（　）内には、財源の種類を具体的に記入すること。（市町村からの補助金収入、受取利息配当金収入、前期末支払資金残高など）

(注4) 必ずA≤Bとなること。

(2) 同一設置者が運営する他の社会福祉施設等における対象経費への充当状況

同一設置者が運営する他の社会福祉施設等における対象経費への充当	有・無	※「無」の場合は以下回答不要
---------------------------------	-----	----------------

(前年度決算額)

対象経費（円）		左記の財源（円）	
同一設置者が運営する他の社会福祉施設等への充当額		委託費の弾力運用可能額	
充当目的（注1）		処遇改善加算基礎分の加算分相当額	
ア 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費		その他の財源による会計区分間繰入金	
イ 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料		その他の財源①（注2） ()	
ウ 上記ア、イの経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出		その他の財源②（注2） ()	
エ 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課		その他の財源③（注2） ()	
計（A）		計（B）	

(注1) 該当するものすべてに○をつけること。

(注2) 「その他の財源」欄（ ）内には、財源の種類を具体的に記入すること。（前期末支払資金残高など）

(注3) 必ずA≤Bとなること。

第9－3－4

※1 本表は「条件ア～オ」を満たし、「運用キ」を行っている保育所のみ作成してください。

運用キを行っている場合のみ回答

【作成上の留意事項】

- ・ 決算額は前年度の資金収支計算書から転記してください。
- ・ 当該保育所及び（当該保育所内）子育て支援事業における委託費弾力運用の状況を記入してください。
- ・ (1)には当該保育所及び（当該保育所内）における対象経費への充当状況を記入してください。
- ・ (2)には同一法人が設置する他の保育所・子育て支援事業における対象経費への充当有無及び充当状況を記入してください。
- ・ 子育て支援事業と本体保育所の会計区分を分けている場合は、(1)には当該保育所会計区分のことについてのみ記入し、当該保育所内子育て支援事業のことについては(2)に他の保育所や子育て支援事業のものと合わせて記入してください。

(1)当該保育所及び（当該保育所内）における対象経費への充当状況

(前年度決算額)

対象経費（円）	左記の財源（円）
ア 保育所等及び子育て支援事業の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（注1）	オ 委託費の弾力運用可能額 委託費の3か月分相当額 (委託費収入×3／12か月)
(7) 固定資産取得支出 保育所等の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の取得	
子育て支援事業の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の取得	
保育所等の土地の取得	
子育て支援事業の土地の取得	
(8) 修繕費支出 保育所等の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の修繕	
子育て支援事業の建物、建物付属設備、屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀等の修繕	
イ 保育所等の土地又は建物の賃借料（注2） (子育て支援事業にかかる経費は含まない)	
ウ 上記ア、イの経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出	
(9) 借入金元金償還金支出	
(10) 借入金利息支出	
(11) 修繕積立預金積立支出 (子育て支援事業にかかるもの)	
(12) 備品等購入積立預金積立支出 (子育て支援事業にかかるもの)	
(13) 保育所施設・設備整備積立預金積立支出 (子育て支援事業にかかるもの)	
エ 保育所等を経営する事業に係る租税公課 (子育て支援事業にかかる経費は含まない)	
計（A）	計（B）

(注1) 保育所等及び子育て支援事業以外の建物・設備の取得又は修繕、土地の取得に要した経費を除いた額を記入すること。

(注2) 保育所等の土地・建物以外の賃借料を除いた額を記入すること。

(注3) 「その他の財源」欄（ ）内には、財源の種類を具体的に記入すること。（市町村からの補助金収入、受取利息配当金収入、前期末支払資金残高など）

(注4) 必ずA≤Bとなること。

(2) 同一設置者が設置する他の保育所等及び同一設置者が実施する他の子育て支援事業における対象経費への充当状況

同一設置者が設置する他の保育所等及び同一設置者が実施する他の子育て支援事業における対象経費への充当	有	無	※「無」の場合は以下回答不要
---	---	---	----------------

(前年度決算額)

対象経費（円）		左記の財源（円）	
同一設置者が設置する他の保育所等への充当額		委託費の弾力運用可能額	
充当目的（注1）		委託費の3か月分相当額（委託費収入×3／12か月）	
ア 保育所等への建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費		その他の財源による会計区分間繰入金	
イ 保育所等の土地又は建物の賃借料		①の他の財源①（注2） （ ）	
ウ 上記ア、イの経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出		②の他の財源②（注2） （ ）	
エ 保育所等を経営する事業に係る租税公課		③の他の財源③（注2） （ ）	
同一設置者が運営する他の子育て支援事業への充当額		斜線	
充当目的（注1）		斜線	
オ 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に要する経費		斜線	
カ 上記オの経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出		斜線	
計（A）		計（B）	

(注1) 該当するものすべてに○をつけること。

(注2) 「その他の財源」欄（ ）内には、財源の種類を具体的に記入すること。（前期末支払資金残高など）

(注3) 必ずA≤Bとなること。

第10 就労支援事業会計・授産施設会計関連事項

※この項目は障害者総合支援法に規定する障害者支援施設のうち、就労支援事業を行う施設、並びに同法附則の規定による旧法指定施設のうち、授産施設のみ回答すること。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
(収入、支出)	(1) 就労支援事業（授産事業）収入から必要経費を控除した額に相当する金額は、一定の基準に基づいてその全額を工賃として利用者に配分しなければならないこと。 就労支援事業（授産事業）にかかる収益・費用は、すべて「就労支援事業別事業活動明細書」に適正に計上しているか。		A・B・C	※（適・要検討・否） なし (実地確認)	平18社援発第1002001号第2 1(1) 運用取扱25(2)エ
(各種積立金)	(2) 就労支援事業では原則として剩余金（事業活動収支計算書における「就労支援事業活動収支差額」）は発生しないものであるが、将来にわたって安定的に工賃を支給するためまたは安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、理事会の承認を受けて一定の金額を積立金として計上することができる。 ア 就労支援事業活動増減差額から積み立てる積立金は、以下のものとなっているか。 ①工賃変動積立金 社会情勢等により将来一定の工賃支給水準を下回る場合に備え、工賃の補填に充てるためのもの ②設備等整備積立金 就労支援事業に要する設備等の更新、新たな事業展開を行うための資金需要等に充てるためのもの イ ①②の積立金を積み立てる場合、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃支払総額が前年度のそれを下回っていないか。 ウ ①工賃変動積立金を積み立てる場合、当該年度の積立額は、「工賃の支払総額の過去3年間の平均値の10%以内」となっているか。 エ ①工賃変動積立金積立額の総額は、「工賃の支払総額の過去3年間の平均値の50%以内」となっているか。		A・B・C	※（適・要検討・否） 第10	運用留意19(3) 運用留意19(3) 運用留意19(3) 運用留意19(3)

第10 就労支援事業会計・授産施設会計関連事項

※この項目は障害者総合支援法に規定する障害者支援施設のうち、就労支援事業を行う施設、並びに同法附則の規定による旧法指定施設のうち、授産施設のみ回答すること。

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	記入欄	別表資料	根拠法令等
	オ ②設備等整備積立金を積み立てる場合、当該年度の積立額は「当該年度の就労支援事業収入の10%以内」となっているか。	A・B・C			運用留意19(3)
	カ ②設備等整備積立金を積み立てた結果、積立額の総額は「就労支援事業にかかる資産の取得価格（総額）の75%以内」となっているか。	A・B・C			運用留意19(3)
	キ 積立金の流用（目的外取崩しではなく、積立金に対応した積立資産の取崩しのこと）や繰替使用（一時的な貸借）を行っていないか。 (注)ただし、各月の利用料収入（給付費収入）の受取時期が、請求及びその審査等に時間を要し、事業の実施時期から見て2か月以上遅延するために事業の運営に重大な影響が出るような場合に限り、積立預金の一時的な繰替使用が認められる。	A・B・C			平18社援発第1002001号第2_4(4)① 運用留意19(3) 平18社援発第1002001号第2_4(4)②

第10（本文第10関連）

（1）就労支援事業における積立金の積立て・取崩し状況

①利用者工賃の支払状況

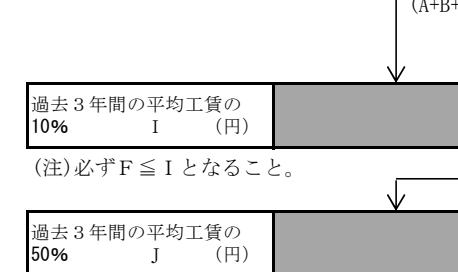
前年度利用者工賃支払額 A (円)		前々年度利用者工賃支払額 B (円)		前々々年度利用者工賃 支払額 C (円)	
(注) A ≤ B の場合、前年度の就労支援事業活動収支差額を用いた積立金の積立ては不可。					

②工賃変動積立金の状況

（前年度実績）

積立金の種類	工賃変動積立金
前々年度末の積立金残高 D (円)	
前年度の積立金取崩額 E (円)	
前年度の積立金積立額 F (円)	
$D - E + F$ G (円)	
前年度末の積立金残高 H (円)	

（注）必ずG = Hとなること。



③設備等整備積立金の状況

（前年度実績）

積立金の種類	設備等整備積立金
前々年度末の積立金残高 K (円)	
前年度の積立金取崩額 L (円)	
前年度の積立金積立額 M (円)	
$K - L + M$ N (円)	
前年度末の積立金残高 O (円)	

（注）必ずN = Oとなること。



(2) 就労支援事業における積立金の目的外使用（一時繰替使用）状況
(前年度実績)

積立金の種類		
理事会の承認年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日
執行年月日 金額（円）	令和 年 月 日	令和 年 月 日
使用目的		